

仕 様 書

1 件名

名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院病院賠償責任保険契約

2 保険契約基本事項

(1) 保険契約者 公立大学法人名古屋市立大学 理事長 郡 健二郎

(2) 開設者 公立大学法人名古屋市立大学 理事長 郡 健二郎

(3) 医療施設 名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院

(4) 保険期間 始期 令和 8 年 4 月 30 日午後 4 時 00 分から
終期 令和 9 年 4 月 30 日午後 4 時 00 分まで

(5) 保険料支払方法 前金払

(6) 保険種目 賠償責任保険。いわゆる病院賠償責任保険に該当するもの等などで、本仕様の内容を充足するものであれば、約款等の名称を問わない。

3 保険の内容

(1) 医療上の事故及び医療施設上の事故等により開設者が負担する法律上の賠償責任等の補償

① 支払対象の内容的範囲

開設者、開設者の使用人その他開設者の業務の補助者が起こした医療上の事故（日本国内で行った医療行為に起因する対人事故）及び医療施設上の事故等（医療施設（建物・設備）の使用・管理上の不備、施設の内外で行われる医療以外の業務遂行若しくは給食・生産物等に起因する対人・対物事故又は業務遂行上の不当な拘束若しくはプライバシーの侵害等の不当行為）（救急車、DMA T等における業務によるものを含む。）により開設者が負担する法律上の賠償責任及び争訟費用等

② 被保険者 開設者

③ てん補限度額及び免責金額

次に掲げる条件を下限とする。なお、争訟費用は外枠払いとする。

| | | | |
|--------|------|------------|------|
| 医療上の事故 | 対人 | 1 事故につき | 1 億円 |
| | | 対人 1 年間につき | 3 億円 |
| | 免責金額 | なし | |

| | | | |
|-----------|-------|------------|--------|
| 医療施設上の事故等 | 対人 | 1 事故につき | 1.5 億円 |
| | | 対人 1 年間につき | 30 億円 |
| | 対物 | 1 事故につき | 3 千万円 |
| | 人格権侵害 | 1 名につき | 1 千万円 |
| | | 1 事故・期間中 | 1 億円 |
| | 免責金額 | なし | |

(2) 医療上の事故及び医療施設上の事故等により開設者、開設者の使用人その他開設者の業務の補助者個人が負担する法律上の賠償責任等の補償

① 支払対象の内容的範囲

- ア 医師又は医師の指揮・監督下にある看護師その他の医療従事者が起こした医療上の事故により医師個人が負担する法律上の賠償責任及び争訟費用等
- イ 看護師その他の医療従事者のア以外の専門職業行為に起因する対人事故により看護師その他の医療従事者個人が負担する法律上の賠償責任及び争訟費用等
- ウ 開設者、開設者の使用人その他開設者の業務の補助者のア・イ以外の業務の遂行に起因する対人・対物事故又は不当な拘束若しくはプライバシーの侵害等の不当行為により開設者、開設者の使用人その他開設者の業務の補助者個人が負担する法律上の賠償責任及び争訟費用等

② 被保険者

- ア 医療施設に勤務する医師（過去に勤務していた者を含む。）
- イ 医療施設に勤務する看護師その他の医療従事者（過去に勤務していた者を含む。）
- ウ 開設者、開設者の使用人その他開設者の業務の補助者（過去に勤務していた者を含む。）

③ てん補限度額及び免責金額

次に掲げる条件を下限とする。なお、争訟費用は外枠払いとする。

| | | | |
|------|-------|------------|--------|
| ア、イ | 対人 | 1 事故につき | 1 億円 |
| | | 対人 1 年間につき | 3 億円 |
| | 免責金額 | なし | |
| ウ | 対人 | 1 事故につき | 1.5 億円 |
| | | 対人 1 年間につき | 30 億円 |
| | 対物 | 1 事故につき | 3 千万円 |
| | 人格権侵害 | 1 名につき | 1 千万円 |
| | | 1 事故・期間中 | 1 億円 |
| 免責金額 | なし | | |

(3) 留意事項

(1)～(2)の「開設者の使用人その他開設者の業務の補助者」及び「看護師その他の医療従事者」については、職種や雇用形態により対象外となる者がいないよう、医療施設において従事する可能性がある者を遺漏なく対象とすること。

4 保険金の支払対象となる事故等の時期的範囲

保険期間中に、発見され又は日本国内外を問わず損害賠償請求を提起されたもの

ただし、事故等の発見・損害賠償請求及びそれらの通知の時期等に関わらず、本契約による保険の切替に伴うリスク（本契約による保険と被保険者が本保険期間前に加入している保険（以下「前保険」という。なお、損害賠償請求を提起された場合に被保険者が負う法律上の賠償責任を担保する、いわゆる損害賠償請求ベースの保険である。）のいずれからでも保険金が支払われなかったり、いずれの保険の対象となるかについての判断・調整が困難となったりすることなど、保険の切替がなければ発生しないようなリスクをいう。）を発生させず、本契約の相手方及び保険者が責任を持って前保険の保険者等と円滑に協議・調整すること。

また、被保険者が本保険期間終了後に加入する保険（以下「後保険」という。いわゆる損害賠償請求ベースの保険といわゆる発見ベースの保険のいずれの可能性もあるものとする。）との関係についても同様に、保険の切替に伴うリスクを発生させず、本契約の相手方及び保険者が責任を持って後保険の保険者等と円滑に協議・調整すること。

なお、事故による身体障害等を発見後、正当な理由なく所定の期限までにその通知がない場合であっても、その遅延に伴う保険者の損害を控除した保険金を支払うことができるものとする。

5 その他

(1) 医事紛争への対応を専門とし、十分な知識・経験を有する担当組織の設置、担当者の配置及び弁護士との提携をしており、医事紛争に迅速的確に対応できる体制を常時確保していること。

(2) 開設者が指定する弁護士と緊密に連携し、医事紛争への対応だけでなく、インシデント事案への対応その他の医療安全対策に関する相談等についても、開設者の必要に応じて柔軟かつ迅速的確に対応すること。

(3) 医療事故等が発見された場合、損害賠償請求が実施される前であっても、医事紛争への拡大を未然に防ぐための初期対応に要する費用が補償される商品となっていること。

(4) 本契約の履行に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は、公立大学法人名古屋市立大学の解釈に従うものとする。また、別紙1「情報取扱注意項目」及び別紙2「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(5) 本仕様書の内容をすべて満たす保険とし、本仕様書の補償内容を縮小する特約・条件等は、一切付帯しないこと。

(6) 保険料の見積りは、本仕様書に記載の条件及び次の添付書類をもとに算出すること。

① 病院の基本情報、医療安全管理に関する情報

② 法人化後の賠償状況

なお、上記添付書類は、入札説明書で示す手続きにより取得すること。

【参考】医療施設の病床数及び従事予定職種

(1) 病床数（許可病床数）

一般病床 140 床

(2) 従事可能性がある免許・認定資格職種

医師、看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、薬剤師、衛生検査技師、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、視能訓練士、義肢装具士、管理栄養士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、公認心理師、臨床心理士

(3) (2) 以外の従事可能性がある職種

事務、電気技師、建築技師、技能労務職員、医師事務作業補助者、看護補助者、司書、事務補助員、清掃・営繕等の労務職員 等